佐世保市下水道事業における
ウォーターPPP導入の方向性について

令和8年11月4日

佐世保市水道局

当該資料は、本市におけるウォーターPPPの方向性を説明した資料です。
一般的なウォーターPPPの制度概要の説明は、別紙を参照ください。

目 次

1．佐世保市の下水道事業の現状

2．佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

3．導入に向けた今後のスケジュール

目 次

1．佐世保市の下水道事業の現状

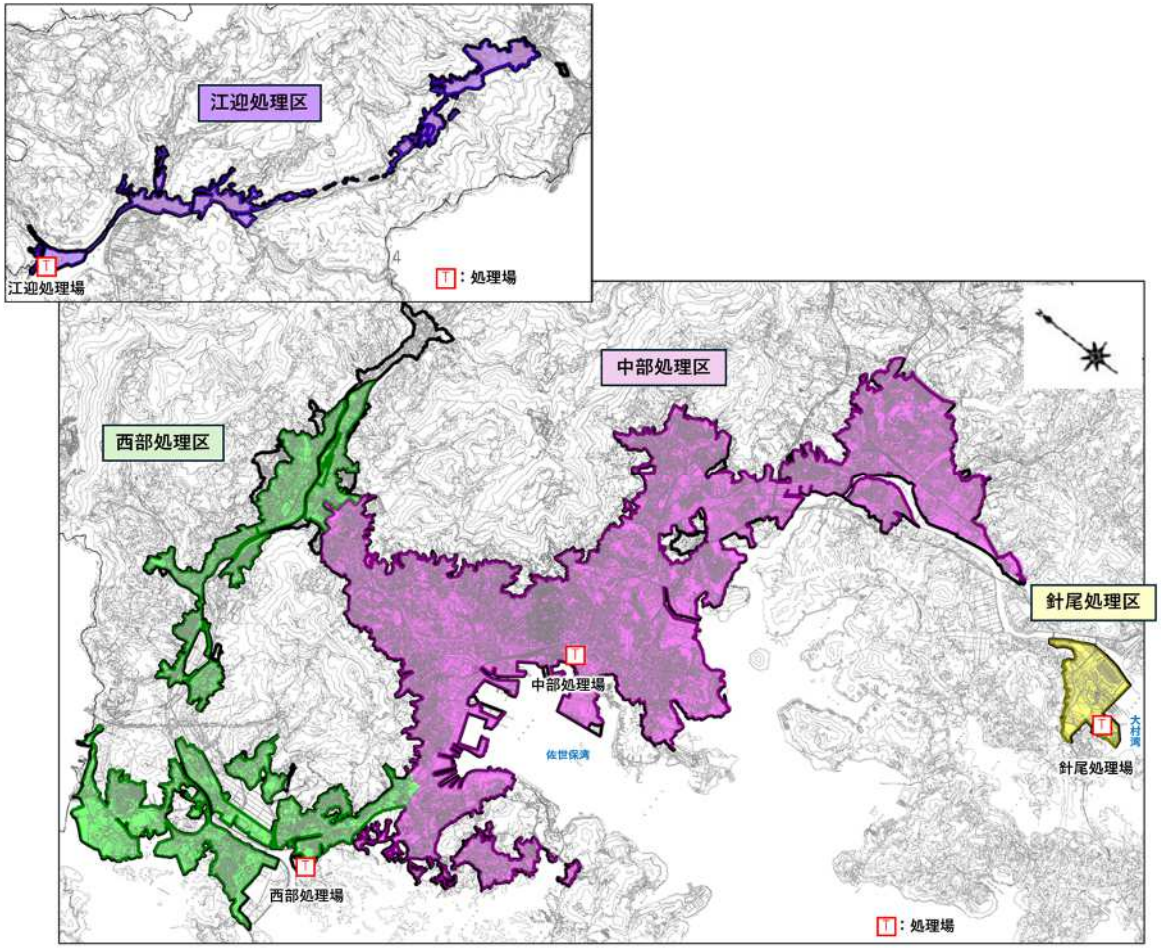
2．佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

3．導入に向けた今後のスケジュール

1.佐世保市の下水道事業の現状

・佐世保市の下水道事業は、昭和36年9月に供用開始し、現在は、中部処理区、西部処理区、針尾処理区、江迎処理区の４処理区とし、処理区毎に終末処理場を配置している。
・令和7年度末時点の下水道処理人口普及率は、62.3%である。西部処理区については平成13年から整備に着手し、現在も普及拡大を行っている。なお、針尾処理区については平成4年度にハウステンボスの開業に合わせて供用開始し、江迎処理区については平成21年度の市町合併により江迎町の公共下水道を引き継いでいる。
・各処理区の下水処理場、ポンプ場、マンホールポンプを対象に、レベル2.5の包括的民間委託を導入している。

佐世保市下水道事業概略




中部下水処理場


西部下水処理場


針尾下水処理場


江迎浄化センター

目 次

1．佐世保市の下水道事業の現状

2．佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

3．導入に向けた今後のスケジュール

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

佐世保市におけるウォーターPPPの事業スキーム（仮）概要

官民連携手法	ウォーターPPP　レベル3.5	
対象処理区	中部処理区及び江迎処理区	
対象施設	対象処理区内の下水処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、管路	
事業期間	10年間	要件①
発注方式	性能発注 （管路については仕様発注で開始し、段階的な性能発注への移行の可能性を検討中）	要件②
事業方式	更新支援型	要件③
プロフィットシェア	検討中（マーケットサウンディング等を通じて、適切な導入方式を決定）	要件④

※特に記載がない限り、本資料では管路やポンプ場は汚水の施設とする。
※要件①～④は、ウォーターPPPレベル3.5の実施にあたって充足する必要がある４要件のこと。
　各要件の制度概要は、別紙【制度概要編】P9～13を参照のこと。

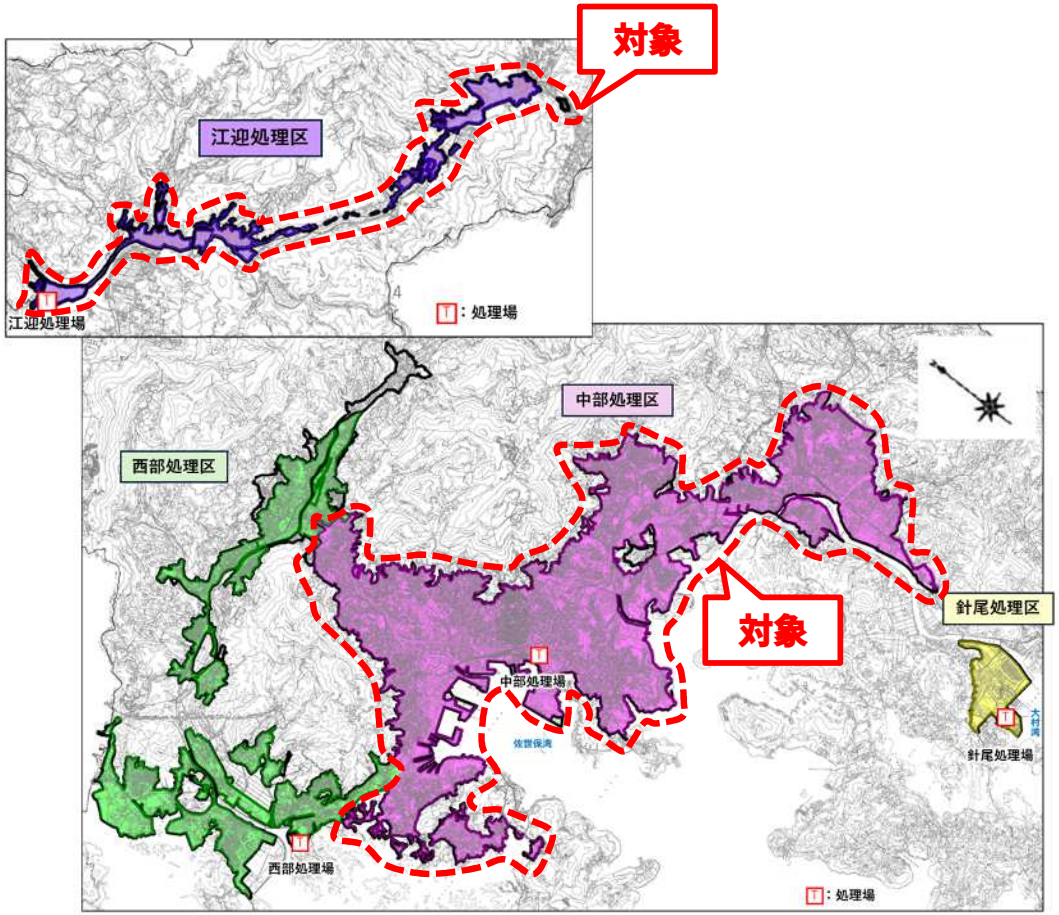
2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

対象処理区・対象施設の設定

・本市では、中部処理区と江迎処理区の処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、管路をウォーターPPPの対象とする。

▼佐世保市のウォーターPPP導入範囲・導入施設（R8.３時点）

施設	中部処理区	江迎処理区
整備済み面積	2,749ha	145ha
管路	579.9km	37.0km
処理場	1箇所	1箇所
ポンプ場	6箇所	2箇所
マンホールポンプ	51箇所	12箇所



▲ウォーターPPP対象区域（佐世保市全域）

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について　【参考】

【下水処理施設】

対象　　対象

	中部処理区 中部下水処理場	西部処理区 西部下水処理場	針尾処理区 針尾下水処理場	江迎処理区 江迎浄化センター
供用開始年度	昭和36年 （63年経過）	平成22年 （14年経過）	平成4年 （32年経過）	平成16年 （20年経過）
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 ＋急速濾過	標準活性汚泥法	
処理能力 （事業計画）	65,400㎥/日 （65,400㎥/日） ※ほぼ整備済み	10,400㎥/日 （20,800㎥/日） ※増設予定	3,400㎥/日 （3,400㎥/日） ※整備完了	1,200㎥/日 （1,500㎥/日） ※ほぼ整備済み
ポンプ場 （汚水）	平瀬P・大塔P・天神P 船越P・鹿子前P・立神P	相浦P	ー	長坂P・北平P
包括委託 （現契約）	レベル2.5	レベル2.5	レベル2.5	レベル2.5
契約期間	R7.7.1～R10.6.30	R7.7.1～R10.6.30	R8.6.1～R10.6.30	R7.7.1～R10.6.30
契約額	1703.9百万円	563.7百万円	247.5百万円	140.5百万円

（情報は全てR7年度末時点）

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について　【参考】

【管路施設】

対象　　対象

	中部処理区	西部処理区	針尾処理区	江迎処理区
供用開始年度	昭和36年（63年経過）	平成22年（14年経過）	平成4年（32年経過）	平成16年（20年経過）
整備済面積	2,749ha ※ほぼ整備済み	384ha	150ha ※整備完了	145ha ※ほぼ整備済み
管路延長 (30年経過) (50年経過)	579.9km (378.4km) (139.1km)	91.8km (0.05km) (0km)	2.1km (2.1km) (0km)	37.0km (0km) (0km)
人孔数	41,475個	3,683個	35個	1,803個
R7（4条予算）※ 管渠更生事業費のうち委託料	18.5百万円	0百万円	0百万円	0百万円
R7年度（3条予算）※ 管渠費のうち委託料	50.7百万円	0百万円	0百万円	2.6百万円

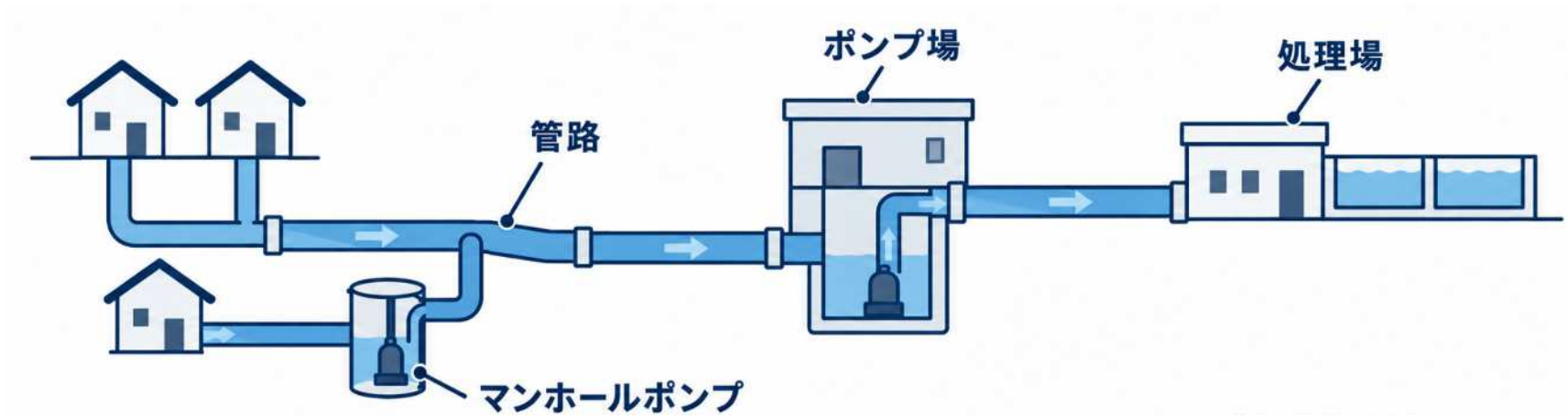
※管渠更生事業の委託料は管路施設の調査費用のみ
※管渠費の委託料は事務費に関するものを除く

（情報は全てR7年度末時点）

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

対象業務（案）まとめ

項　目	業　務
管路	巡視、点検、調査、清掃、修繕
住民対応業務（緊急含む）	窓口対応、現場立会、個別対応（調査、清掃、部分修繕）
処理場、ポンプ場 マンホールポンプ	運転管理、保守点検、清掃、修繕、汚泥処分、緊急対応、検査、大雨時対応
計画業務	ストックマネジメント計画、修繕計画等
統括管理業務	一元管理、データ管理、セルフモニタリング等



2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

ウォーターPPPの業務内容（案）

管路施設

項 目		業務内容	参考数量（概数）	
			10年間数量	単位
維持管理業務	巡視	点検、調査の実態と合わせて、路面状態等の確認を行う。	-	m
	点検	下水道法に基づく定期点検 ・５年に１回の腐食環境点検 ・影響想定箇所の人孔状況を地上から点検し、腐食影響の有無を評価 ・人孔点検の結果、管路への影響を想定し必要に応じ別業務にて調査を行う ・地上からの点検にて状況が不明確な場合は、人孔内に入り人孔調査・管路カメラ調査を行う。	約12万	m
	調査	ストックマネジメント計画に基づく調査 ・管路施設のカメラ調査 ・劣化度の判定 ・対象管種：塩ビ管以外	約4万	m
	清掃	定期清掃（２年毎・１年毎・半年毎） ・対象は、伏せ越し部、閉塞事例箇所など ・過去の維持管理情報を基に頻度を設定 ・伏せ越し部は、清掃時に点検も実施	約18万	m
	修繕	ストックマネジメント計画に基づく修繕 ・管路（部分更生・部分布設替え、ます・取付管布設替え、防食更生など） ・人孔（ステップ交換、流水路補修、周辺舗装擦り付け、管口補修、断面修復、防食更生など）	数量調整中	m

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

ウォーターPPPの業務内容（案）

住民対応等業務

項　目		業務内容	参考数量（概数）	
			10年間数量	単位
住民対応業務（緊急対応含む）	窓口対応	行政手続き等を除くすべての苦情･相談･台帳確認等	約2千	件
	現場立会	行政手続き等を除くすべての苦情･相談･台帳確認等	約2千	件
	個別対応（調査）	（本管･取付管）カメラを用いた、管内の（破損･接続の）機能不全個所の調査	約200	件
	個別対応（清掃）	溢水した汚水及び管内閉塞箇所等の機能回復のための高圧吸引･洗浄作業	約200	件
	個別対応（部分修繕）	機能不全の解消、道路陥没等の原因除去、高さ調整や舗装復旧など管路施設及び道路舗装など構造物の修繕作業	約1.5千	件

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

ウォーターPPPの業務内容（案）

処理場･ポンプ場

項　目		業務内容	参考数量（概数）	
			10年間数量	単位
維持管理業務	運転管理･保守点検	下水処理･汚泥処理及び送水機能を維持するため、施設の運転状況の確認･操作、電力･薬品等の調達、使用量管理及び臭気対策を行う。また、設備機器の保守点検、整備及び法令等に基づく点検を行う。	10	年
	清掃	施設の機能及び衛生的環境を維持するため、建物内外の日常･定期清掃、槽内･水路･ポンプ井等に堆積した汚泥等の除去･洗浄を行う。また、敷地内の除草･剪定等を行う。	10	年
	修繕	突発故障により、設備の運転が不可となった場合に支障箇所を修繕し、または、仮設等で、運転状態に復旧させる工事(1件あたり200万まで)	約600	件
	その他維持管理	脱水汚泥を運搬･処分する。 清掃汚泥を運搬･処分する。 沈砂を運搬･処分する。	脱水汚泥：約9万 清掃汚泥：約50 沈砂：約60	t
	緊急対応	現包括と同様の業務。 概要：大雨･台風･地震･その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態における以下の対応。 体制の構築、事態の報告、施設の運転、臨機の措置等。	10	年
	水質検査業務	法定検査等業務	10	年
	汚泥検査業務	汚泥･脱水ケーキ検査業務	10	年
	大雨時対応	大雨対応水質検査業務	約150	回

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

ウォーターPPPの業務内容（案）

マンホールポンプ

項　目		業務内容	参考数量（概数）	
			10年間数量	単位
維持管理業務	保守点検	汚水の送水機能を維持するため、ポンプ及び電気・計装・監視設備等の保守点検・整備、性能確認を行う。	10	年
	清掃	汚水の流入・送水に支障が生じないよう、ポンプ井内の堆積物及び設備機器に付着した汚泥・異物等の除去・洗浄を行う。	10	年
	修繕	突発故障により設備の運転が不可能となった場合に、支障箇所の修繕又は仮設設備等の設置により、運転機能を回復する（1件あたり200万円まで）。	処理場に含める	件
	緊急対応	処理場・ポンプ場の緊急対応と同じ	10	年

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

ウォーターPPPの業務内容（案）

その他業務

項　目		業務内容	参考数量（概数）	
			10年間数量	単位
その他業務	一元統括管理業務	維持管理と計画との連携や発注者との調整等の統括的な管理を行う。	10	年
	更新計画案策定 （ストックマネジメント計画）	点検・調査結果をふまえ、西部処理区・針尾処理区を含む全ての処理区におけるストックマネジメント計画を策定する。	2	回
	修繕計画策定 （処理場・ポンプ場）	運転維持管理情報に基づき、西部処理区・針尾処理区を含む全ての処理区における修繕計画を策定する。	2	回
	中部処理区再構築計画	中部処理区の下水道施設の老朽化を踏まえて、処理施設の配置や規模の最適化を図るための再構築計画を作成する。	1	回
	セルフモニタリング	実施計画書や報告書の作成、必要に応じて業務改善を実施。	10	年
	業務データ管理	維持管理情報等のデータ管理を行う。	10	年
	災害対応業務 (処理場・ポンプ場・MP)	維持管理業務の緊急対応と同じ。	10	年
	災害対応業務 （管路）	・被害状況等の情報収集 ・緊急点検、緊急調査 ・応急復旧調査	10	年

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

統括管理業務の内容について（参考）

統括的な管理業務の導入により期待される効果（カテゴリ別）

１．業務全体に係るマネジメント業務	
業務効率化と負担軽減	一元的な業務管理による情報共有および方針決定の迅速化により、官民双方の調整負担を軽減し、業務全体の効率化を図る。
リスク管理と透明性確保	業務全体の透明性を確保することにより、官民双方の課題を早期に把握し、解決策を提示することでリスクの最小化を図る。
データ活用	維持管理データを反映した更新計画案の作成とともに、平常時および被災時の災害対応においても、同データを活用した効率的な復旧計画の策定および住民への情報公開を実現し、住民信頼および事業サービスの向上を図る。

２．事業･サービス向上に資するマネジメント業務	
DCAPによる質の向上	DCAPサイクルを活用し、業務プロセスの見直しと業務改善を推進することにより、官民連携事業全体の効率化と業務品質の向上を図る。
経営視点での最適化	新たな社会要請への対応や事業マネジメント計画案作成により、中長期的な経営視点による施策優先度の設定や事業の最適化を図る。
持続性の確保	民間ノウハウを活用した人材育成や地域企業への技術継承および技術移管を促進し、安定的なインフラの持続可能性を確保する。

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

(出典)下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料　2026年7月（公財）日本下水道新技術機構

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

統括管理業務の内容について（参考）

１．業務全体に係るマネジメントに関する業務項目

項目		概要	
1-1	一元管理	(1)	一元的な業務管理
		(2)	官公庁との協議および関係法令等に基づく手続き
1-2	受託者間の調整	(1)	各種会議の開催（委託者向け，JV企業間）
		(2)	関係機関との調整および書類のとりまとめ
1-3	工程管理	(1)	業務計画
		(2)	定例会議
1-4	管理者の履行確認の対応	(1)	履行確認の対応
		(2)	検査対応
		(3)	提案事項への対応

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

(出典)下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料　2026年7月（公財）日本下水道新技術機構

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

統括管理業務の内容について（参考）

１．業務全体に係るマネジメントに関する業務項目

項目		概要	
1-5	セルフモニタリング	(1)	実施計画書の作成
		(2)	報告書の作成
		(3)	継続的改善
1-6	業務データ管理･情報公開	(1)	実施業務のデータ集約，情報の整理
		(2)	維持管理作業，情報公開資料の作成補助
1-7	事業管理	(1)	予算･実施費用等の管理
		(2)	業務間での数量･予算の調整等
		(3)	インフレスライド，契約見直し対応
1-8	災害対応	(1)	災害対応の全体調整
		(2)	災害時維持修繕協定の締結の支援
		(3)	BCP訓練の対応
1-9	住民への広報活動･情報公開	(1)	市催事イベント等への広報活動
		(2)	住民への周知文書等の作成･配布

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

(出典)下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料　2026年7月（公財）日本下水道新技術機構

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

統括管理業務の内容について（参考）

2．事業･サービスの向上に資するマネジメント業務

項目		概要	
2-1	業務改善	(1)	実施結果の分析と課題整理，課題についての改善提案
		(2)	品質向上，コスト削減，住民サービス向上への取組
2-2	新たな社会要請への対応	(1)	中長期的な事業マネジメントの提案
		(2)	次期，官民連携事業に向けた提案
2-3	事業マネジメントの実践	(1)	事業マネジメント計画案の作成
		(2)	効率的なデータ管理手法の提案･導入
2-4	技術継承，人材育成	(1)	マニュアル作成，勉強会，人材育成
		(2)	人材確保による執行体制の確保

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

(出典)下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料　2026年7月（公財）日本下水道新技術機構

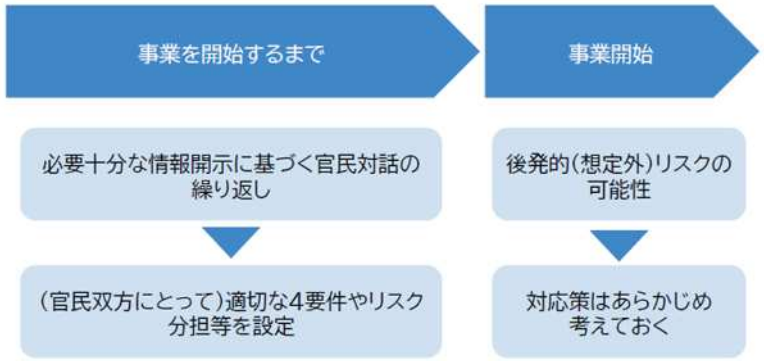
2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

・リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本とされている。

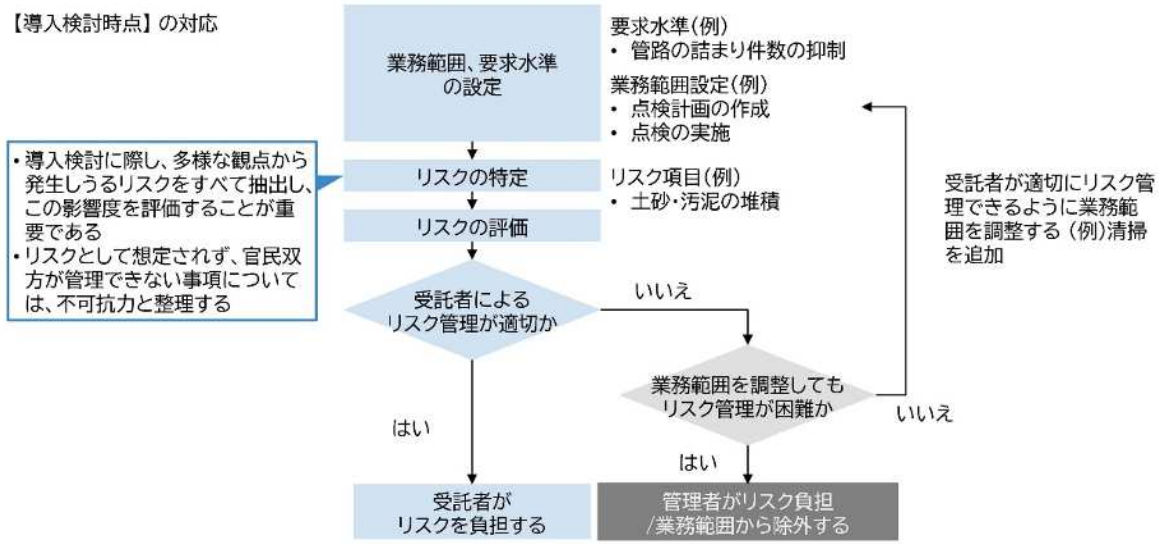
・また、リスク分担の設定においては、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行い、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要とされている。

※リスク分担については、今後事業者の皆様との対話を通して適宜見直しを行います。



▲4要件とリスク分担

（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】(パワーポイント版)
令和8年4月 国土交通省



▲レベル3.5のリスク分担の考え方イメージ

（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】(パワーポイント版)
令和8年4月 国土交通省

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

▼リスク分担案（1/6）

No.	リスク項目		リスクの内容	委託者	受託者	対象施設	リスクの補足
1	入札･契約リスク	応募手続リスク	応募に係るコスト		○	共通	応募に係る費用（提案書作成の人件費、直接経費など）
2		入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		共通	入札説明書の訂正、入札手続きの更正等により選定された受託者に発生した追加費用
3		契約リスク	落札者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	○	○	共通	委託者の内部手続きの遅延、予算措置の未了、要求水準書の修正等、委託者の事情による契約締結･手続きの遅延に伴う費用 受託者の提出書類の不備、履行保証の未提出、契約条件に関する調整の遅延等、受託者の事情による契約締結･手続きの遅延に伴う費用
4	制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		共通	当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用や、これにより事業が中止となった場合に発生する追加費用。
5			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法			共通	広く一般的に適用される法令の変更、新規立法に対応するための増加費用や、これにより事業が中止となった場合に発生する追加費用。
6		税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		共通	当該事業に係る税制変更により発生する増加費用や、これにより事業が中止となった場合に発生する追加費用
7			法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更		○	共通	法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更により発生する増加費用
8		許認可リスク	事業管理者として委託者が取得するべき許認可の遅延	○		共通	委託者が取得すべき許認可の取得遅延に伴い、受託者に発生した増加費用
9			当該事業の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延		○	共通	受託者が取得すべき許認可の取得遅延に伴い、委託者に発生した増加費用

※黄色着色箇所について、アンケートでは望ましい負担者を問う設問を用意しています。

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

▼リスク分担案（2/6）

No.	リスク項目		リスクの内容	委託者	受託者	対象施設	リスクの補足
10	社会リスク	住民対応リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの対応	○		共通	本事業の実施に関する住民反対、要望等への対応費用及び訴訟費用や、これにより事業が遅延して受託者に発生した増加費用
11			受託者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応		○	共通	受託者が行う業務に関する住民反対、要望等への対応費用及び訴訟費用や、これにより事業が遅延して委託者に発生した増加費用
12		環境リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応		○	共通	契約条件の範囲内で受託者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）への対応費用
13	経済リスク	物価変動リスク	事業期間の物価変動			共通	物価変動に伴う、契約時に想定した事業費からの増加費用
14		金利変動リスク	事業期間の金利変動			共通	金利変動に伴う、契約時に想定した資金調達コストからの増加費用
15		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合			共通	議会の議決により、本業務に係る予算等の議決が得られず、業務の変更や受託者への支払いに支障が生じた場合の費用

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

※黄色着色箇所について、アンケートでは望ましい負担者を問う設問を用意しています。

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

▼リスク分担案（3/6）

No.	リスク項目	リスクの内容	委託者	受託者	対象施設	リスクの補足
16	第三者賠償リスク	避けがたいリスク			共通	要求水準に従い業務を遂行しても避けることができない第三者への損害に係る費用
17		契約日以前の施設の瑕疵リスク			共通	契約日以前に起因する施設の瑕疵により第三者に生じた損害に係る費用
18		不法行為によるリスク		○	共通	受託者の業務遂行上の過失による不法行為により第三者に生じた損害に係る費用
19		業務遂行の不備によるリスク		○	共通	施設の維持管理等、受託者の業務遂行の不備･未達により第三者に生じた損害に係る費用
20		委託者の帰責事由により第三者に与えた損害	○		共通	委託者の帰責事由により第三者に生じた損害に係る賠償費用
21		受託者の帰責事由により第三者に与えた損害		○	共通	受託者の業務遂行の不備･未達、過失等、受託者の帰責事由により第三者に生じた損害に係る賠償費用

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

※黄色着色箇所について、アンケートでは望ましい負担者を問う設問を用意しています。

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

▼リスク分担案（4/6）

No.	リスク項目	リスクの内容	委託者	受託者	対象施設	リスクの補足
22	事業の中止や債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	○		共通	委託者の政策変更、事業計画の見直し等により、委託者の判断で事業の中止、延期又は契約変更が行われる場合に発生する費用
23		受託者の債務不履行リスク		○	共通	受託者の契約違反、業務放棄、経営破綻等により契約に基づく業務履行が不可能となる場合、又はサービス水準の著しい低下、要求水準の未達、成果の不適合等が生じた場合の費用
24		委託者の債務不履行リスク	○		共通	委託者が契約に必要な手続き、資料提供等の義務を履行しないことにより業務継続が困難となる場合に発生する費用や、委託料の支払遅延に伴う遅延利息及び受託者に発生した追加費用
25	業務内容変更のリスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○		共通	委託者の帰責事由による委託業務内容・用途の変更に伴い発生する費用
26	事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク			共通	事業終了時の次期受託者への通常の引継ぎに要する費用や、それ以外の業務移行に伴う費用
27		事業終了時における受託者の責めによる施設の性能確保に係るリスク		○	共通	事業終了時に、受託者の責めによる施設機能の劣化・損傷が確認された場合、性能を回復するために要する費用は受託者が負担する。
28	不可抗力リスク	発注計画段階で想定しない天災（想定以上の暴風、豪雨、高潮、地震その他の以上天然現象）、人為的事象（戦争、テロ、暴動等）その他（放射能汚染、疫病等）、通常の予見可能な範囲外の事象による施設損害、事業の変更、中止			共通	委託者・受託者双方にとって管理が困難なリスクや、受託者に発生した追加費用

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

※黄色着色箇所について、アンケートでは望ましい負担者を問う設問を用意しています。

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

▼リスク分担案（5/6）

No.	リスク項目		リスクの内容	委託者	受託者	対象施設	リスクの補足
29	維持管理に係るリスク	維持管理・修繕費用増大リスク	受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		○	共通	受託者の責めにより維持管理費用や修繕費用が当初予定を超えた場合
30			委託者の要因により、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	○		共通	委託者の要因により維持管理費用や修繕費用が当初予定を超えた場合
31			突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時の想定以上に増加した場合			共通	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が発注計画時の想定を超えた場合
32		業務中の事故リスク	受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	共通	受託者の責めによる施設破損の修復費用や、これに伴う事業の変更・中止により委託者に発生した追加費用
33			受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合			共通	受託者の責めによるものか明白でない施設破損の修復費用や、これに伴う事業の変更・中止により双方に発生した追加費用
34			業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		○	共通	業務遂行の不備・過失に起因し、業務中に住民に傷害を負わせ、又は住宅等の財産を破損させた場合の賠償費用及び復旧費用
35		施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	処・P・MP	受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因して施設が損傷した場合、復旧に要する費用
36			委託者の責めにより施設が損傷した場合	○		処・P・MP	委託者の責めにより施設が損傷した場合、復旧に要する費用
37			上記以外のもの			処・P・MP	前々項及び前項以外の原因により施設が損傷した場合、復旧に要する費用

※黄色着色箇所について、アンケートでは望ましい負担者を問う設問を用意しています。

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

リスク分担（案）

▼リスク分担案（6/6）

No.	リスク項目		リスクの内容	委託者	受託者	対象施設	リスクの補足
38	維持管理に係るリスク	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○	管路	業務の要求性能の不適合により発生した道路陥没に係る施設損害の修復費用及び補償費等、また、これに伴う事業の変更・中止により委託者に発生した追加費用
39			業務期間・対象区域において、維持管理、修繕等の業務が未実施の箇所で、道路陥没が発生した場合			管路	業務期間・対象区域のうち、維持管理・修繕等の業務が未実施の箇所で発生した道路陥没に係る施設損害の修復費用及び補償費等。また、これに伴う事業の変更・中止により双方に発生した費用
40		水量の変動リスク	水量の変動に伴い、変動費の増減があった場合	○		処・P・MP	水量の変動に伴う変動費の増減は、委託料の増額又は減額により調整
41			流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加があった場合	○		処・P・MP	流入水に起因する事象又はやむを得ない事象により増加した経費
42			上記以外の経費の増加があった場合		○	処・P・MP	前々項及び前項以外に該当しない水量変動に関する経費の増加分
43		水質の変動	流入水質の変動に伴う処理費用の増減（要求水準書等で定めた範囲内の場合）			処・P・MP	要求水準書等で定めた範囲内の流入水質の変動に伴う処理費用の増減
44			流入水質の変動に伴う処理費用の増減（要求水準書等で定めた範囲を超える場合）			処・P・MP	要求水準書等で定めた範囲を超える流入水質の変動に伴う処理費用の増減
45	緊急対応リスク		突発的な緊急対応に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合			共通	突発的な緊急対応に係る費用が発注計画時の想定を超えた場合の増大部分
46	見学対応リスク		見学中トラブルが発生した場合	○	○	共通	見学中のトラブルに伴う対応費用及び損害賠償費用等

※黄色着色箇所について、アンケートでは望ましい負担者を問う設問を用意しています。

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

参加資格要件（案）

・**統括管理責任者**：事業全体を俯瞰的に評価し、最適な事業実施となるよう調整を図る能力が必要であることから、業務の実務経験かつ技術士又はRCCMの資格を有することが望ましい（※**検討中**）。
・**業務主任担当者**：現場の責任者として、業務をマネジメントする能力が必要であることから、各業務に必要な資格等を有するものを配置することが必要※
・**業務主任技術者**：全施設を対象とした効果的な計画案の作成が必要であることから、技術士又はRCCMの資格が必要

▼参加資格要件（案）

項目		ウォーターPPPにおける要件（案）
統括管理責任者	全施設	いずれかの官民連携業務の３年の実務経験（※年数検討中）かつ技術士上下水道部門（下水道）若しくは総合技術監理部門（下水道）又はRCCM（下水道）
業務主任担当者	処理場・ポンプ場	下水道法施行令第１５条の３に規定する有資格者
	マンホールポンプ	下水道法施行令第１５条の３に規定する有資格者
	管路	下水道管理技術認定試験（管路施設）（日本下水道事業団）若しくは下水道管路管理技士（日本下水道管路管理業協会）又は同等の経験を有するもの
業務主任技術者	計画	技術士上下水道部門（下水道）若しくは総合技術監理部門（下水道）又はRCCM（下水道）

※処理場及びマンホールポンプの業務主任担当者は、下水道法第22条第2項及び施行令第15条の2を踏まえて、**下水道法施行令第15条の３**に示す資格を必須とする（マンホールポンプについては、明確な記載はないが、ポンプ場は必須であるため。）。管路については、必須とする法令上の決まりはないが、管路施設の維持管理に係る現場の責任者として、業務を適切にマネジメントする能力が必要と考えており、要件に示す資格を有するものとすることを検討中。

※参加資格要件については、官民対話を踏まえ、適切な要件を引き続き検討していきます。

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

事業者選定方式（案）

・更新支援型において、総合評価方式（一般競争入札）と公募型プロポーザル方式（随意契約）を選択できるとされている。
・基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で選定するとされている。

→本市では、事業者の選定にあたって総合評価方式か公募型プロポーザル方式を採用することを検討している。評価すべき項目を踏まえ、決定する。

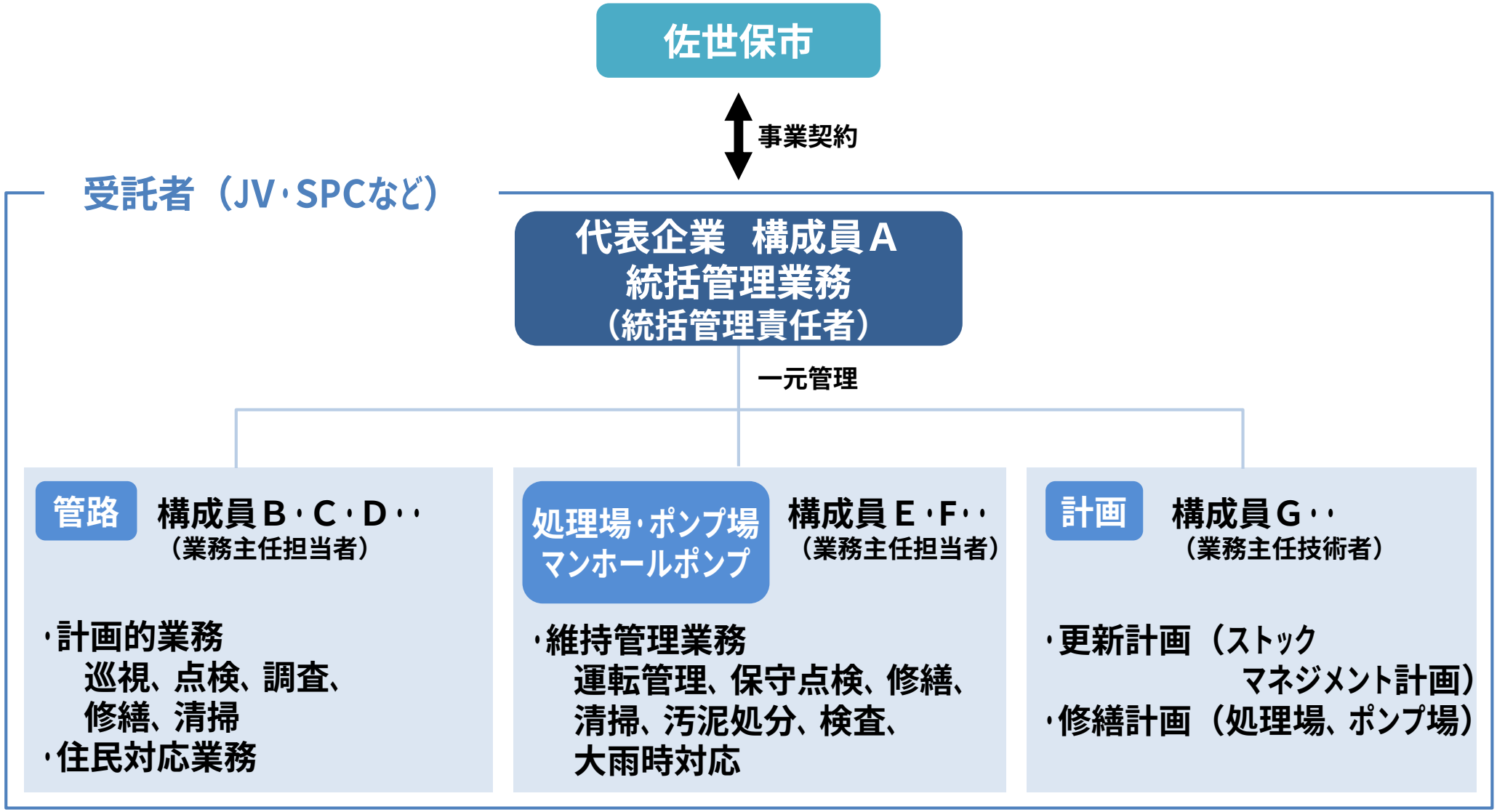
▼事業者選定方式

発注方式	内容
総合評価方式	予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）。
公募型プロポーザル方式	公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案者の提出者との間で契約を締結する方式。随意契約であるため、調達内容が随意契約の要件（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号を参照）を満たしていることが必要。

（参考）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第３.0版　令和８年４月

2.佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

業務実施体制図（例）



目 次

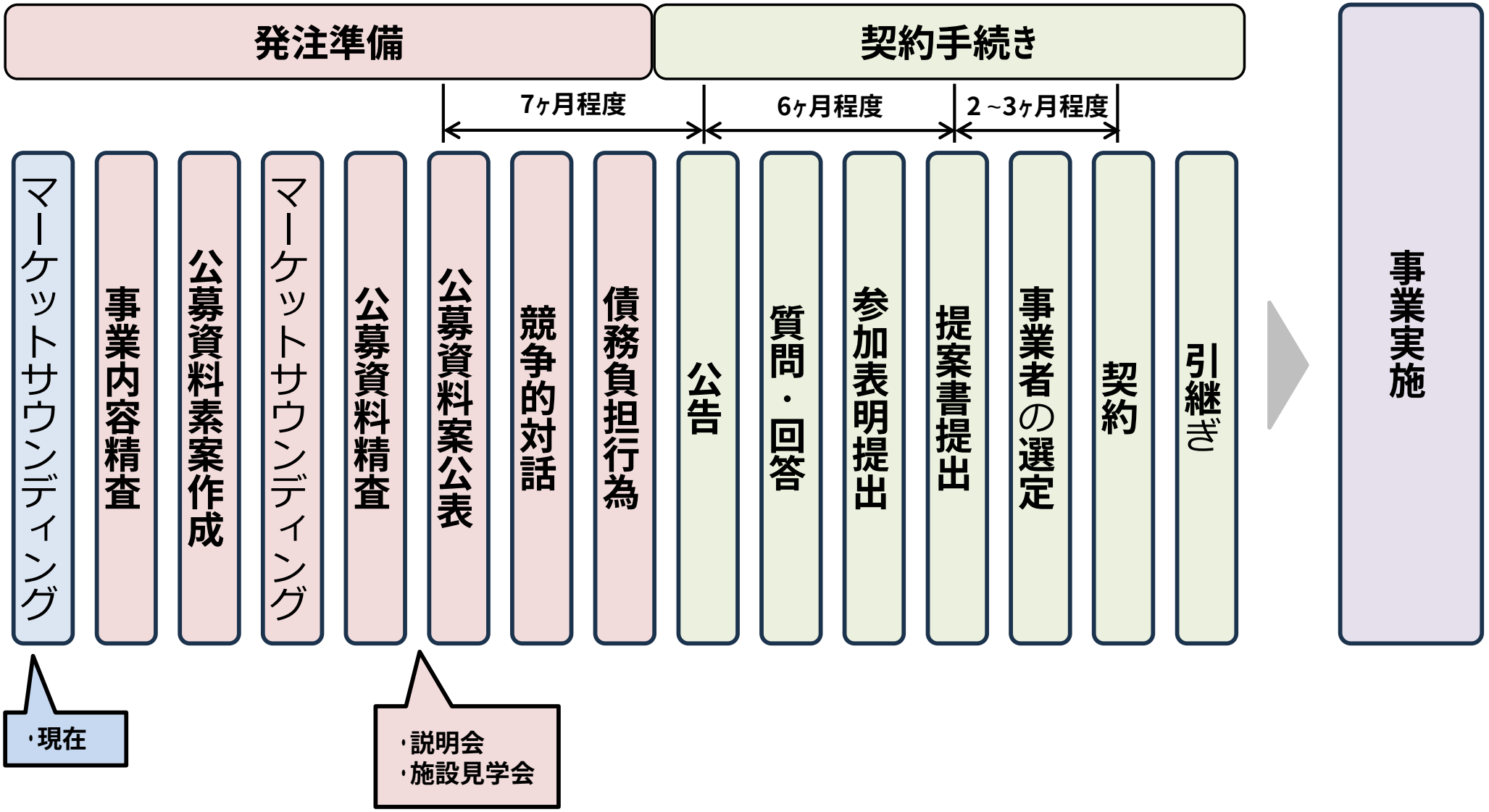
1．佐世保市の下水道事業の現状

2．佐世保市におけるウォーターPPPの方向性について

3．導入に向けた今後のスケジュール

3.導入に向けた今後のスケジュール

スケジュール（仮）



※公告や事業期間は、市内部で検討中です。決定次第公表を行います。